

監査基準報告書 900「監査人の交代」の改正について

年 月 日  
 日本公認会計士協会

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>監査基準報告書 900</p> <p style="text-align: center;"><b>監査人の交代</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日<br/>                     改正 2013年6月17日<br/>                     改正 2015年5月29日<br/>                     改正 2018年10月19日<br/>                     改正 2019年6月12日<br/>                     改正 2021年8月19日<br/>                     改正 2022年6月16日<br/>                     改正 2022年10月13日<br/>                     改正 2023年1月12日<br/>                     最終改正 2024年●月●日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会<br/>                     監査・保証基準委員会<br/>                     (報告書：第41号)</p> <p><b>《Ⅱ 要求事項》</b><br/> <b>《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》</b></p> <p>9. 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも次の事項の有無及び該当がある場合にはその内容を質問しなければならない (A4項参照)。</p> <p>(1) 経営者の能力、誠実性若しくは倫理観、又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践についての懸念</p> <p>(2) 監査人の交代事由に関する前任監査人の見解</p> <p>(3) 会計処理、表示及び監査手続に関する会社との間の重要な意見の相違</p> <p>(4) 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」第40項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の不正又は不正の疑い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者による不正又は不正の疑い</li> </ul> | <p>監査基準報告書 900</p> <p style="text-align: center;"><b>監査人の交代</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日<br/>                     改正 2013年6月17日<br/>                     改正 2015年5月29日<br/>                     改正 2018年10月19日<br/>                     改正 2019年6月12日<br/>                     改正 2021年8月19日<br/>                     改正 2022年6月16日<br/>                     改正 2022年10月13日<br/>                     最終改正 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会<br/>                     監査・保証基準委員会<br/>                     (報告書：第41号)</p> <p><b>《Ⅱ 要求事項》</b><br/> <b>《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》</b></p> <p>9. 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも次の事項の有無及び該当がある場合にはその内容を質問しなければならない (A4項参照)。</p> <p>(1) 経営者の能力、誠実性若しくは倫理観、又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践についての懸念</p> <p>(2) 監査人の交代事由に関する前任監査人の見解</p> <p>(3) 会計処理、表示及び監査手続に関する会社との間の重要な意見の相違</p> <p>(4) 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」第40項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の不正又は不正の疑い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者による不正又は不正の疑い</li> </ul> |

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い</li> <li>・ それ以外の者による財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</li> </ul> <p>(5) 監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第 22 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている違法行為又はその疑いに関連する事項</p> <p>(6) 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」第 14 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解</li> <li>・ 監査期間中に困難な状況に直面した場合はその状況</li> <li>・ 監査の過程で発見され、経営者と協議したか又は経営者に伝達した重要な事項</li> <li>・ 監査の過程で発見され、監査人が、職業的専門家としての判断において財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断したその他の事項</li> </ul> <p>(7) 監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第 8 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている内部統制の重要な不備</p> <p>(8) 監査基準報告書 550「関連当事者」第 26 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている関連当事者に関連する重要な事項</p> <p>(9) 監査基準報告書 570「継続企業」第 24 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況</p> <p>(10) 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 11 項及び第 12 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている未修正の虚偽表示（金融商品取引法監査の場合は中間期における未修正の虚偽表示を含む。）及び同第 4 項に基づき集計した修正済みの虚偽表示</p> <p>(11) 期中交代の場合、既に発見している当期の財務諸表について未修正及び修正済みの虚偽表示</p> <p>(12) 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第 11 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている重要な偶発事象、又は重要な偶発債務となる可能性がある事象</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い</li> <li>・ それ以外の者による財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</li> </ul> <p>(5) 監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第 22 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている違法行為又はその疑いに関連する事項</p> <p>(6) 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」第 14 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解</li> <li>・ 監査期間中に困難な状況に直面した場合はその状況</li> <li>・ 監査の過程で発見され、経営者と協議したか又は経営者に伝達した重要な事項</li> <li>・ 監査の過程で発見され、監査人が、職業的専門家としての判断において財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断したその他の事項</li> </ul> <p>(7) 監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第 8 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている内部統制の重要な不備</p> <p>(8) 監査基準報告書 550「関連当事者」第 26 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている関連当事者に関連する重要な事項</p> <p>(9) 監査基準報告書 570「継続企業」第 24 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況</p> <p>(10) 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 11 項及び第 12 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている未修正の虚偽表示（金融商品取引法監査の場合は各四半期又は中間期における未修正の虚偽表示を含む。）及び同第 4 項に基づき集計した修正済みの虚偽表示</p> <p>(11) 期中交代の場合、既に発見している当期の財務諸表について未修正及び修正済みの虚偽表示</p> <p>(12) 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第 11 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている重要な偶発事象、又は重要な偶発債務となる可能性がある事象</p> |
| (省 略)   | (省 略)   |
| <p><b>《IV 適用》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2011 年 12 月 22 日）は、2012 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。なお、本報告書の適用開始後に行われる監査人の交代から、本報告書は適用される。</li> <li>・ 本報告書（2013 年 6 月 17 日）は、2013 年 10 月 1 日以後に行われる監査人の交代から適用す</li> </ul>   | <p><b>《IV 適用》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2011 年 12 月 22 日）は、2012 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。なお、本報告書の適用開始後に行われる監査人の交代から、本報告書は適用される。</li> <li>・ 本報告書（2013 年 6 月 17 日）は、2013 年 10 月 1 日以後に行われる監査人の交代から適用す</li> </ul>   |

| 改正案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（2015年5月29日）は、2015年5月29日以後に行われる監査人の交代から適用する。</li> <li>本報告書（2018年10月19日）は、2019年4月1日以後に行われる監査人の交代から適用する。</li> <li>本報告書（2019年6月12日）は、2020年3月31日以後に行われる監査人の交代から適用する。</li> <li>本報告書（2021年8月19日）は、2021年9月1日から適用する。</li> <li>本報告書（2022年6月16日）は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。</li> <li>本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。</li> <li>本報告書（2023年1月12日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。さらに、本報告書（2022年10月13日及び2023年1月12</li> </ul> | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（2015年5月29日）は、2015年5月29日以後に行われる監査人の交代から適用する。</li> <li>本報告書（2018年10月19日）は、2019年4月1日以後に行われる監査人の交代から適用する。</li> <li>本報告書（2019年6月12日）は、2020年3月31日以後に行われる監査人の交代から適用する。</li> <li>本報告書（2021年8月19日）は、2021年9月1日から適用する。</li> <li>本報告書（2022年6月16日）は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。</li> <li>本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。</li> <li>本報告書（2023年1月12日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。さらに、本報告書（2022年10月13日及び2023年1月12</li> </ul> |

| 改正案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p>   | <p>日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p>   |
| <p>・ <u>本報告書(2024年●月●日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u></p>  |  |
| 以 上  | 以 上  |
| <p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則(2022年7月25日変更)<br/>(修正箇所:第6項、第11項から第13-2項、第18項、第20項、A1項及びA3項)</li> <li>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)<br/>(上記以外の修正箇所)</li> </ul> <p>・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則(2022年7月25日変更)<br/>(修正箇所:第12項及びA1項)</li> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正)<br/>(上記以外の修正箇所)</li> </ul> | <p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則(2022年7月25日変更)<br/>(修正箇所:第6項、第11項から第13-2項、第18項、第20項、A1項及びA3項)</li> <li>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)<br/>(上記以外の修正箇所)</li> </ul> <p>・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則(2022年7月25日変更)<br/>(修正箇所:第12項及びA1項)</li> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正)<br/>(上記以外の修正箇所)</li> </ul> |
| <p>・ <u>本報告書(2024年●月●日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ <u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)</u></li> </ul>  |  |

以 上